

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（画像診断装置） 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 一・二 （略） 三 眼底写真撮影装置（散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。） 四 核医学診断装置</p>	<p>（画像診断装置） 第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。 一・二 （略） 三 眼底写真撮影装置（散瞳薬^どを投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。） （新設）</p>